

(17) 注(15)参照。
(18) 注(13)参照。

(19) 笠松単伝「月称著『入中観論』第一章訳註」(『印度哲学と仏教の諸問題』(宇井伯寿博士還暦記念論文集)一九五一年)一二〇頁。

(20) 注(19)の一二二頁参照。

(21) 注(19)の一二二頁参照。

(22) 注(19)の一二三頁参照。

(23) 注(19)の一二五頁参照。

(24) 注(19)の一二三頁参照。

(25) 注(19)の一二三頁参照。

(26) 安井広済「入楞伽経にあらわれる人法二無我の教説について」(『仏教学セミナー』第十九号、一九七四年五月)

この論文の中で、安井博士は、小乗アビダルマは人無我法有、般若中観学派は人法相對による空観ではたして二無我説をなし、瑜伽唯識学派は業識としてのアーラヤによる唯識観で二無我説を説いた、とされている。

※ 本論文は、一九八一年八月頃提出されたのである。誠にもうしわけないと存じる(編集者註)

光宗の仏教政策と均如の華嚴思想

仏教大学 博士課程

仏教学専攻

李 杏 九(道業)

目次

- 一、まえがき
- 二、高麗初期の社会情勢
- 三、光宗の仏教政策
- 四、均如の法力と光宗の帰依
- 五、結び

一、まえがき。

新羅末、伽耶山海印寺には二人の華嚴宗匠がおった。一人は観恵であつて後百済の甄萱の福田となり、もう一人は希朗であつて高麗の創業主である王建の福田となつていた。この二人の門徒は水と火との如く相争うが故に均如は北岳派の法係でありながらも南岳智異山の観恵派と北岳浮石寺の希朗派との不和を融和させる為に非常な努力を尽くした⁽¹⁾。光宗は松岳(いまの開城)に帰法寺を建て、華嚴宗の僧侶である均如を迎えて住ませた。均如は多くの華嚴章疏を作つて義湘に依つて開創された海東華嚴の宗旨を広く宣揚したのであり、華嚴思想の

実践として普賢行願に依る十一首の歌を作って民衆教化に尽くしたこともある。この十一首の歌は詞歌とも言い、郷歌とも言われたが、今まで韓国に於て知られていない最も古い形の詩歌の一つであって国文学の研究においても非常に貴重な資料になっており、勝れた仏教文学でもある。均如が十一首の行願歌を吏読(新羅の言葉)を以って作ったのは『均如伝』第七『歌行化世分』条に自ら述べていゝように愚鈍なる根機の人びとを浅いところより深いところへ、近いところより遠いところへ、即ち、難解な教理をより解り易い歌を通じて新羅の時代以来王室中心の仏教、貴族中心の仏教であったのを一般庶民の仏教、大衆の為の仏教にしようとした実践仏教の運動であった。華嚴思想に依る均如の実践仏教運動と未だ政治的に混乱が続いていた高麗初期に中央集権的専制政治の確立を計っていた光宗との政治理念が一致したのであるか均如と光宗とは、二人とも五十一歳を一期にこの世を捨てるまで深い因縁を結び付きながら活躍したのである。

本稿では紙面上の制約もあるが故に光宗が王権の確立の為に多くの政治改革を行なった高麗初期の社会情勢とそれに従って試みた仏教政策について略述し、仏教政策の行いの過程に於て均如と結び付いて行く状況のみを均如伝を中心にして述べて見たい。

二、高麗初期の社会情勢。

均如が生まれたのは、高麗太祖二年、西紀九二三年であり、それより二年後に高麗第四代光宗が太祖の三子に生まれる。均如は西紀九七三年に入寂したが、それより二年後には光宗も世を去って行く。二人とも五十一歳を一期にして人生の幕を全うしたが、何の因縁があっただろうか、この二人は殆ど同じ時期に生まれ、一人は出家沙門として、もう一人は国王としてそれぞれ道は異っていたが、離れようとしても離れ切れないほど深い縁に結ばれていたのである。二人が活躍した時代の社会情勢は、王建に依って後三国が統一され、高麗王朝が新たに誕生したが、王権が未だ確立されなかった混乱期であった。高麗初期の王室としての政治路線の基本は、一言

で言えば、強力な中央集権的専制王権の基盤を確立して政治的安定を成すのが何よりも先決の課題であったと言えよう。このような状況に処せられた光宗が太祖の訓要の影響もあつたであろうと思われるが、華嚴思想を以て仏教の大衆化及び僧団の統一に尽くした均如と結び付いたのは当然のことであろうと思われる。光宗は西紀九五〇年、二十六歳の若い年に王位についたが、後に革新的な君主であつたと言われるほど各方面に於て二十六年間の在位中劃期的な政策を施行したのである。これを結果論的に言えば、専制王権の確立と言つても一貫した目的を達成させようとしたことではなかつたであろうかと考えられる。父である太祖王建が王位についたと言つても初期には鉄円を中心とする最も強力な豪族勢力の交差に過ぎなかつたのであり、新羅及び後百済の旧勢力はそのまま並存していたが故に多くの豪族群が雄拠しながら時が至ればと、常に虎視眈々新生王國の地位を威脅していた。その例を挙げて見ると、太祖即位の元年六月には馬軍大將伊昨巖の謀叛が起き、九月には尙軍吏である林春吉の⁶⁾乱、十月に起きた波珍絜、陳瑄の謀叛、桓宣吉の乱等があつたが、これ等の高麗初期の社会情勢から見ても如何に王権が不安定にあつたかがよく解る。太祖に続いて王位についた第二代惠宗(九四四〜九四六)の時にも王室の外戚である王規の乱があつた。惠宗と定宗がつぎつぎに病死したのもかかる社会的混乱に依る心理的不安の為ではなかつたであろうかと思われる。四代の光宗は太祖の三子として惠宗と定宗とは兄弟の關係である。彼は初創期のさまざまな変乱と二兄の死を直接に目睹したのであり、自ら耐え忍んだ英俊な人物であつた。彼は即位以来王権の確立と言つて一貫した目標の本に様々の施策を行つたが、その中のうが「奴婢按檢法」の實行であつた。奴婢按檢法とは奴婢の身分を取り調べて本来の良民は解放させてやる制度である。高麗初期奴婢の数は後三国の動乱以後大幅に増えたのである。戦争捕虜になって奴婢になった人もおり、或は飢饉に堪えず、自ら願つて奴婢の身になった者も多かつたようである。¹⁰⁾ 権豪達の所有の奴婢が増えると言つのは、それほど彼らの労働力の増加を意味することであり、相対的には王室支配の家戸数の減少を意味することである。それが故に太祖王建も早くから戦争捕虜たちを良民に釈放させようとしたが、建国功臣達の動搖を恐れて彼らの便宜にまかせたと言つて、『高麗史節要』

聖祖嘗欲放俘為民 而慮動功臣之意 許從便宜¹¹²⁾

とある。しかし光宗は功臣達の猛烈な反対にもかかわらず奴婢按檢法を断行したのであり、同九年には中国式の科挙制度の施行と共に僧科制度も行ったのである。¹¹³⁾高麗にて科挙制度が行なわれたのはこれが始めてのことであった。高麗史卷二に依れば

光宗九年五月 始置科挙 命学士雙翼 取進士¹¹⁴⁾

と記している。この科挙制度の行いも麗初に於て王権の確立と言う立場から理解しなければならぬ。この時の科挙とは文科の試験に依つて国家の高級官吏を選ぶことであり、試験の科目は武科でなく文科のみであった。建国の武功に依つて地方の豪族及び中央官吏になった武人勢力はそれ以上は官吏への進出が妨げられたのである。言いかえるならば 光宗はこれらの武人功臣勢力を抑圧し、官僚体制の樹立に努力したが、この科挙制度は豪族武人の勢力を弱体化させ、彼らから権力の道を取り離すに最も効果的な方法であったろうと思われる。官僚体制の確立は、即ち、王権の強化とも言えるからである

以上に光宗が王権の確立の為に行なったいろいろの施策に就いて詳しく述べたのは、今から書こうとする光宗と均如の結び付きとそれに従う仏教政策を理解するが為である。

三、光宗の仏教政策。

光宗は、太祖の遺訓の影響もあつただろうと思われるが、生まれから仏法に因縁の深い人であつた。彼は同九年に科挙制度の施行と共に僧科制度も並設したが、数多くの僧侶がこれに応じたことがわかる。僧科には教宗選と禪宗選の両科があつたが、僧科が新たに設けられたことは、仏教教団が国家組織の統率下に組まれたことであり、それは国家の当面の政策と一層密接な関係に落ち込まれたことになる。科挙制度を行なった意図が地方々々団を中央行政の政策に含ませる必要があつただろう。僧科制度の施行に於て均如は考試官として参与する。これを『均如伝』に見ると

国家大啓選席於王輪寺 擢取空門之及第 則以吾師義路為正余旁也 凡有才名之輩何莫由斯途也

大者位取王師国師 少者階至大師大徳 至於独身扶独迹 不可勝教矣¹¹⁵⁾

とある。すてに光宗の妃である大穆皇后の病気の治療に依つて、また「祈晴儀礼」の行いに依つて均如に帰依し始めた光宗は均如を僧科制度の考試官として登用させた。この僧科を通じて国師王師等が数多く出たと言ふことから考へるとこの制度は相当の権威を以つて行なわれたことが解る。

高麗の仏教は個人的信仰よりは国家の安泰と繁栄と守護の為の護国仏教であつたと言われるが、これは建国初期の政治的社会的不安定から生じたものではなからうかと思われる。高麗時代に歴代王の仏教信奉には、太祖の遺訓即ち、仏法を守護、信奉すべきであると言ふ「訓要十条」¹¹⁶⁾が強く作用したのであると思われるが、光宗は後代に仏法を酷に信じてその弊害が少なかったと言われるほど仏教を深く信じたのである。高麗史の光宗条に出て来る光宗の行なつた仏教関の記事を取つて見ると次の如くである。

光宗二年 創大奉恩寺于城南 為太祖願当 又創仏日寺于東郊 為先妣劉氏願堂

五年春 創崇善寺 追福先妣

九年夏 始置科挙 命翰林学士雙翼 取進士

十一年 遺沙門諦觀持天台教論疏諸文 入宋¹¹⁷⁾

十四年 秋七月 創帰法寺

十九年 創弘化遊巖三窟等寺

以僧惠居為國師以坦文為主師

二十一年 幸婦法寺

二十五年 僧惠居死、以但文為國師

以上『高麗史』所引の記録は決して多くとは言えないかも知れないが、諦観²⁴に天台典籍を持たせて宋に伝えたことや『均如伝』の記録から見ると光宗が仏法と因縁が深かったのは明らかである。

四、均如の法力と光宗の帰依。

高麗初期の太祖や光宗は多くの仏事を行いながら高僧大徳を仰えて国師王師に奉った。彼らが僧侶と密着しよるとした意図は二つに分けて考えられる。その一つは地方豪族勢力の聯合政策即ち、九山禪門を中心とする僧侶を政治管内に組み入れることに依って彼らを擁護している勢力を引き寄せようとする意図であり、もう一つは信仰的な面として仏力 法力に依って民心を安定させ、仏教思想を通じて国民精神の統一を計ったのでなからうかと思われる。光宗が均如に帰依し、また密接な関係を結んだのは前者よりは後者により大きな比重が占められたと思う。その理由は、何であつただろうか、これに就いて仏教が韓国に伝えられた以来教学仏教の中心になって来た華嚴と羅末、麗初に新たに伝来された禅法の思想的特性に依るものであらうとすれば言い過るであらうか。即ち、新羅末期から高麗の初めにかけて「不立文字、教外別伝」「直指人心、見性成佛」を提唱しながら登場した禅法は誰しも心を浄め、悟れば仏になれると言ふ思想であり、これは思想的に絶対君主を否定する性格を持っている反面、華嚴思想は「即多、多即一」「重重無尽、丹融無礙」なる思想であるが故にその社会的基盤としては強力な中央集権の主権を必要とするものである。中国に於ても華嚴教学が大成されたのは、国家的な保護があつた則天武后の時であつた。則天武后は自己の革命を正当化するが為に法蔵を迎え、華嚴思想を政治に利用したと言われる。日

本に於ても東大寺が建てられ、大仏が造られ、地方に国分寺が建てられたのは国家に依って仏教が保護された奈良朝であつた。東大寺の理念となつた華嚴経は整然にして統一のある宇宙の秩序を表現した經典であつた。それは同時に統一国家のシンボルともなると言われる。かかる思想的背景に於て光宗にとっては個個仏を主張する禅の思想よりは全体的であり、調和を目指す華嚴思想が appeal されたのであらう。

均如は新羅末、南北の二派に分れて来た華嚴学派を二つに統一したのであり、普賢菩薩の十大願に依って十一首の郷歌を作って「聖俗無礙」の思想を提唱し、民衆の救済に務め、多くの人が彼に帰依した。これを政治的側面から見ると、国民精神の統一の為に努力したことにもなる。均如の華嚴思想と彼の宗教的活動は、光宗が目ざしていた王権の確立と言ふ使命と一致したと見てよい。言いかえるならば、均如が普賢十種願歌を作つて大衆教化に尽したのは当時民心を糾合して政治的安定を求めていた時代の要請であつたと見てよいと思われ。次に均如と光宗が結び付いて行く過程を『均如伝』を通して見たい。均如伝才六「感通神異分」条には題目その通り、均如大師の人格と道力の一面を窺い得る神異なことが三つに分かれて述べられている。

一人の伝記とは、それが成立された年代が遠ければ、遠いほど、取り上げられる人物が偉大であれば、あるほど、伝記作者の主観や誇張が入りやすく、虚像が実像化されやすいのである。均如に就いての神異な記事は平面的に見る場合、空想的な説話や伝説のようにも考えられるが、均如伝よりずっと後代に書かれた高麗の正史である『高麗史』の記録とも完全に一致する部分がある。高麗史は排仏的思想を持っていた儒学者達に依って編撰されたが故に僧侶の伝記とか仏教関係の行事は意図的であると言えらるほど省略された。にもかかわらず 均如伝の記録が高麗史のそれと一致するのは均如伝が相当信憑性のあるものと見てよい。例えば、説話的な記述があるにしてもそれはその時代の時代性を現わすものとして均如大師の人品や法力を窺うには妨げないと思われ。

均如が初めて光宗と結び付いたのは均如伝に依れば

乾祐二年四月晦 大聖大王大穆皇后玉門生瘡 不可以示之於医 召師之師順公 請以法藥救之 順公因能代苦

便皇后立差 順公代病其病 七日 不自免焉 師奉香爐 呪願瘡自移 著於槐樹之西柯 槐在師房東隅
因尔而枯 至清寧中 株杻尚存²⁷⁾

と記している。この中の大成大王とは光宗を指し、大穆皇后とは光宗の妃である。乾祐二年は第三代定宗四年即ち、西紀九四九年であって、この時均如は二十七才の青年僧であり、光宗が王位につく一年前である。光宗の妃大穆皇后の玉門に瘡物が出来たが医者には見せられなかったが故に均如の師である義順和尚がその病を代って病んだ、しかし幾日も立たない中に、却って義順公が危篤状態となり、均如が呪文を唱えるにその病が治ったと言ふことから見ると均如と彼の弟である義順和尚は王室とは特別な関係を持っていたことが判る。

大穆皇后皇甫氏の父は太祖であり、母は神静王太后皇甫氏である。外祖父は皇甫悌恭であって黄州地方の大豪族であった。彼ら皇甫氏一族は黄州地方の禪宗寺院とも縁を結んでいたが華嚴宗利である靈通寺とも結縁されていた。靈通寺の講師であり、均如の師である義順公が大穆皇后の病を治させたことに依って均如は間接的に光宗と結び付いたのである。均如が光宗と直接に結ばれるようになったのは、光宗四年(九五三年)光宗の即位式を行なうが為に宋朝より使節が来朝して光宗を大成大王に冊封しようとした際である。その時に折りしも長雨続きの為「祈晴祭」を行なうことにしたが、その行事を均如師が主管した時である。均如伝には、

廣順三年宋朝使至將封大成大王 王命有司各揚厥職 三月藏事方臨受策会秩霖不止 礼命阻行 西使謂東国必有聖人者 何不使之祈晴 天若晴明 吾以為聖賢之驗 光宗聞之 愁坐輟窺 有空声唱言 大王且 莫愁惱 明日必聞海東說法 上即出庭 仰睇溟濛無迹 詰旦欲索聖賢僧以邀法席 緇班彥碩愁避焉 時国師謙信秦薦師師時年少受国請 象步安詳 昇師子座 円音一演 雷電潜藏 須臾之間 雲卷風帖 天明日出……封師為大德 為勅俗眷十有余人 人賜田二十五頃 藏獲各五人 併從居于黄州城²⁸⁾

と記している。「祈晴祭」を通じて光宗は信仰の面に於て一層均如の法力に感動し、深く帰依し始めたと思われる。宋の使節が言うに「東国には聖人がいる、だから祈らせて若し晴天にすれば、その聖賢の靈驗にしようと言ふこと

を聞いて光宗は心配の余り、夜にも眼れなかった」と言う言葉に光宗の心情がよく表われている。その時均如の円音一演に依って雷電がかくれ、雲散り風止み、空晴れて日が差して来た時大衆が上下共に珍敬九拜したと言う。その時の光宗の喜びと敬畏心が如何であったかは充分に考えられる。それは光宗が均如を大徳に封じ、勅令を以って均如の家族に田と奴婢を賜って黄州の城内に住ませたと言う文章からも推して知るべしである。これより五年後になる光宗九年(五八) 仏日寺に落雷があった。この仏日寺は光宗が王位についた翌年に建てて先妣の願堂とした寺である。変怪を禳災する為に必ず大法に依るべきだとして均如を招き、昼夜二十一日間に亘る法会を主管させた。その時に問答に於て、

「於其問対以当仁不讓為意」と言ったと言う、その時會中の先輩悟賢僧統が均如師を嫉妬して誹謗した時一人の居士が出て来て「你不須嫉恨 今日講師是你先祖義湘第七身也 為欲弘宣大教 故復來人間耳」と言ったとする。ここで均如を悟賢の先祖である義湘の第七身だと言うのは、均如が義湘華嚴の継承者であり、当時僧統であった悟賢も義湘系の僧侶であることを明らかにすることであると思う。但し、義湘より均如に至るまでの七人の師者相承の関係を誰に見るかは今の所には明らかではない。

同じく「感通神異分」条には次の如くの話がある。均如が道場の内に帰えたが、夜半に虹のような光彩が均如の師の房より外に耀き出るので光宗が奇異に思つて侍者をしてその光りの縁由を調べさせたところ、それは師の眼光であると言った。たちまちに王は師の居所に行つて「如何なる法力の為ぞ」と聞かれた均如は「貧道には特別な修行なし」と答えたと言ふ。その時に經机の上にあつた一括の念珠が空へ舞い上がり、師の周辺を三回まわるのを見た王は尊敬の念、いよいよ深く言つたと言ふ。このように均如の法力に深く感動した光宗は、十四年(九六三年)創した歸法寺の住職に均如を十八年(九六七年)に迎え奉つたのである。しかし光宗は一方では均如以外に正秀と言ふ僧侶を同じ歸法寺に住ませて互に対立、牽制させたと思われる。これも恐らく高麗初期の政治的な理由、すなわち中央集権的王権の確立の為の一面の現われだと思われる。均如と正秀との対立についての話しも同

じく「感通神異分」条に述べられている。

開宝年(九六八―九七五)に帰法寺の僧正秀は、均如は異情の修行を修すると言って法官に讒訴した。光宗はそれを聞き、大怒して均如を宮中に召し入れて殺そうとした。その時均如が御前にて惶恐する姿を見た王は均如に二心なきことを知り、勅を翻じ、医者をつけて均如を護送し、ついで承宣である薛光をして均如のところに行かせて師を慰撫した。ところが、その夜半、光宗の夢に一丈許の神人が現われ、汝は虚偽を信んじて法王を辱しめたから必ず不祥事が起るであろうと語ったのを聞き、夢から醒めて見ると、全身は汗で濡れてあつた。翌朝松岳北方の松が風もなかったのに幾千本も倒れたから王は異に思い、占わせて見た、その結果王が法王を侮辱したからであると答えた。王は懺悔し、直ちに城内に特に消災道場を設け、正秀を市街において斬り、正秀の部屋を掘って池にした。また正秀の俗兄は文書を捏造した罪に依つてその日に斬刑したと言う。

この物語りは光宗が中年以后に取つた政策の一端を語るものであつて高麗の正史である高麗史の記録ともほぼ一致する。均如は帰法寺の総持院におつたが、総持院とはその名称から見ると帰法寺を統括するところであつたであろうと思われる。均如はその弟子達とこの総持院を中心に、正秀とその追従者達は正秀房を中心にして活動したのである。正秀が斬刑に処せられた後、正秀の部屋を掘り出して池にしたと言うのは、正秀の勢力権内の人びとを解体させたことになる。このように光宗が均如と正秀とを同じ寺内に住ませ、対立させたのは、専制政治を効果的に施行するが為の必要な措置ではなかつたかと思ふ。結局正秀は光宗が専制政治を強化する過程において去勢されたのである。実際に光宗は十一年以後には豪族勢力を大段的に肅清したことがわかる。正秀はその一例に外ならない。正秀と均如の思想が如何に異なつたかは詳らかではないが、それは教的思想に就いての相違でなく、正秀と均如を中心とする政治勢力の背景の異であつたと思われる。前に述べた通り、均如は十一首の願王歌を作つて衆生の教化に尽くしたが、この歌が作られるや宋朝の人びとが競つてそれを書き伝えようとして均如師を訪問した時、均如は君臣の心慮を考えて彼らを遠ざけようとしたが、これも政治勢力の背景の

一面を窺い得ることである。均如伝の訳歌顯徳分条に依れば、

宋朝君臣見之曰此詞腦歌主 真仏出世 遂使礼師 師容貌異常 非世人之敬信 故我君臣恐彼西使輕之 又未

委客人之所懷 將不許見客 認此意 潜服往詣総持院 先覲我君臣心念

とある。宋の使臣が詞腦歌(十一首の願王歌)主である均如に逢に來朝した時、君臣の心慮を考えて総持院に隠れたと言う。その理由が均如の容貌が怪しくて世間の人びとが憚つたからであると言っているが、それは表面的な理由だけであつて実際には他に政治的な関係であつたかと思われる。

五、むすび

高麗時代の仏教は現実に国家権力と密着しながら、王室の擁護下に興隆したが故に高麗の仏教は一種の貴族仏教、護国仏教であつたと言われ、僧侶は封建貴族勢力と一睨の關係を維持していた。太祖や光宗も多くの僧侶と關係を持っていたが、光宗は二十五年国師惠居が入寂するに華嚴宗の僧侶である坦文を国師として迎え入れるなど、存位二十六年の間多くの僧侶をむかへたが、特記すべきは彼らの大部分が華嚴宗の僧侶であつたことである。その中に於ても均如とは特に深い因縁を持っていたのである。これは個個仏を主張し、絶対王權を否認する禪宗の思想よりは、社会的基盤として強力な中央集權を必要とする華嚴思想が光宗の政治理念と一致したからである。華嚴思想の社会的基盤を理解し、その思想的影響力を必要とした光宗が普賢菩薩の願に依つて十一首の詞腦歌を作つて仏教の大衆化及び国民精神の統一を計つた均如と結びついたのであると思われる。

〔註〕

- 1) 赫連挺、『大華嚴首座円通両重大師均如伝』(以下「均如伝」と称す)、(金知見編註「均如大師華嚴学全書」(以下「均如全書」と称す)卷下六〇三―六〇四頁) 大韓伝統仏教研究院発行、一九七七。

- (2) 大覚師文集 卷第十、「上浄源法師書四首」条に義湘権輿於真宗均如斧藻於玄旨とある。
- (3) 前註(1)に同じ。『均如全書』卷下 六〇七。
- (4) 李載昌「高麗仏教の僧科、僧録司制度」(崇山朴吉真博士華甲紀念「韓国仏教思想史」四三〇頁)参照。
- (5) 『高麗史』卷二二七、列伝卷四十、伊听巖条
- (6) 『高麗史』卷一 太祖元年条
- (7) 『高麗史節要』卷之一、太祖元年条
- (8) 『高麗史』卷二二七、列伝 第四十 桓宣吉条
- (9) 『高麗史』卷二二七、列伝 卷第四十 王規条
- (10) 『高麗史節要』卷二 光宗七年条
- (11) 金竜徳「高麗光宗朝の科擧制度問題」(中央大学校論文集)四輯、一四五頁)参照。
- (12) 『高麗史節要』卷二 成宗元年条
- (13) 高麗時代に僧科制度が光宗九年始めて行なわれた科擧制度と共に実施されたかは明らかな資料は見当たらないが、光宗九年の施行と見る論文は次の次の如くある。
忽滑谷快著「朝鮮禪教史」二〇七頁
李載昌著「高麗仏教の僧科、僧録司制度」(崇山朴吉真博士華甲紀念「韓国仏教思想史」四三〇頁)参照。
趙明基著「高麗大覚国師と天台思想」一九六四年三月。民衆書館刊 四頁 参照。
- (14) 『高麗史』卷二、光宗九年条
- (15) 『高麗史』卷二、太祖二十六年にはいわれる太祖の訓要と言われる十条の遺訓があつてその一は、「我国家大業必資諸仏護衛之力 故創禪教寺院 差遣住持梵修 使各治其業……」である。
- (16) 趙明基著「高麗大覚国師と天台思想」六頁、李載昌「前掲書」四三六頁〜四三七頁に依れば、僧科には教宗選

と禪宗選とがあつたが、その法階は

禪宗法階→大徳→大師→重大師→三重大師→禪師→大禪師

教宗法階→大徳→大師→重大師→三重大師→首座→僧統であつたと述べている。

- (17) 李載昌「前掲書」四二二頁
- (18) 赫連挺「均如伝」第四「立義定宗分」条(全知見編「均如全書」下卷 六〇四頁)
- (19) 「故宝鏡寺住持大禪師円真国師教書」(徐居正著「東文選」卷之二七)に依れば、「夫王師者 特一王之収範、国師者 遷一国之資」とある。
- (20) 金庠基著「高麗時代史研究」九頁
- (21) 前註(15)を参照。
- (22) 李能和編「朝鮮仏教通史」上編、二二四頁、一九七二年 普連閣発行。
- (23) 「仏祖統紀」卷十 諦観法師条(大正蔵四六卷 七七四頁) 参照。
- (24) 鎌田茂雄著「中国華嚴思想史の研究」一四五頁) 参照。
- (25) 渡辺昭広「日本の仏教」七六〜七七頁) 参照。岩波新書 二九九。
- (26) 例えば「均如伝」の第六「感通神異分」条の中、広順三年に宋使の来朝のことは、「高麗史」卷二、光宗四年の条に「周遺衛尉卿 王演、将作小監 呂繼賛来 冊王為特進檢校大保 使持節玄菟州都督 充大義軍使兼御史大夫 高麗国王」とある。また「均如伝」第九「感心降魔分」の中「正秀の讒訴」のことは光宗十九年の条に「王信 讒多殺、内自懷疑 欲消罪惡 広設齊会 無頼輩許為出家」と記している記録と一致する。
- (27) 前註(18)に同じ、第六「感通神異分」条(金知見「前掲書」下卷六〇五頁) 参照。
- (28) 「朝鮮金石総覧」上卷 一一八〜一二九頁 参照。
- (29) 現在の京畿道長端郡五冠山にあつた寺、「新僧東国輿地勝覧」卷第十二「長端都護府」条 参照。